

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前																																																													
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 税關様式C第1045号 過少申告 無申告 加算税賦課決定 第号 重 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 平成 年 月 日 (税關官署の長) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-right: 10px;"> (納税者) 住所氏名・名称 殿 </div> <div style="flex: 1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-right: 10px;"> (代理人) 住所氏名・名称 殿 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 關稅の加算税賦課決定通知書 (内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用) </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 下記の貨物に対する關稅及び内国消費税等について、關稅法第8条第1項、国税通則法第32条第1項及び地方稅法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告・重加算税を賦課決定したので、關稅法第8条第4項、国税通則法第32条第1項及び地方稅法第72条の100第1項の規定により通知します。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、平成 年 月 日（ただし、下記の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日）（納期限）までに、同封の納付書により納付して下さい。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>受入科目</th> <th>過少申告・無申告加算税</th> <th>重加算税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">納付すべき税額（又は還付する金額）の合計額</td> <td>關稅</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>稅</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>消費稅及び地方消費稅</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">(注)税額欄の△印は還付する金額であることを示す。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">理由その他付記事項</th> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> </tr> </thead> </table> </div> </div>						この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額				区分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税	納付すべき税額（又は還付する金額）の合計額	關稅	円	円	稅	円	円	消費稅及び地方消費稅	円	円	理由その他付記事項								<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 税關様式C第1045号 過少申告 無申告 加算税賦課決定 第号 重 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 平成 年 月 日 (税關官署の長) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-right: 10px;"> (納税者) 住所氏名・名称 殿 </div> <div style="flex: 1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-right: 10px;"> (代理人) 住所氏名・名称 殿 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 關稅の加算税賦課決定通知書 (内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用) </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 下記の貨物に対する關稅及び内国消費税等について、關稅法第8条第1項、国税通則法第32条第1項及び地方稅法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告・重加算税を賦課決定したので、關稅法第8条第4項、国税通則法第32条第1項及び地方稅法第72条の100第1項の規定により通知します。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、平成 年 月 日（ただし、下記の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日）（納期限）までに、同封の納付書により納付して下さい。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>受入科目</th> <th>過少申告・無申告加算税</th> <th>重加算税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">納付すべき税額（又は還付する金額）の合計額</td> <td>關稅</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>稅</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>消費稅及び地方消費稅</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">(注)税額欄の△印は還付する金額であることを示す。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">理由その他付記事項</th> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> </tr> </thead> </table> </div> </div>						この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額				区分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税	納付すべき税額（又は還付する金額）の合計額	關稅	円	円	稅	円	円	消費稅及び地方消費稅	円	円	理由その他付記事項											
この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額																																																																			
区分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税																																																																
納付すべき税額（又は還付する金額）の合計額	關稅	円	円																																																																
	稅	円	円																																																																
	消費稅及び地方消費稅	円	円																																																																
理由その他付記事項																																																																			
この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額																																																																			
区分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税																																																																
納付すべき税額（又は還付する金額）の合計額	關稅	円	円																																																																
	稅	円	円																																																																
	消費稅及び地方消費稅	円	円																																																																
理由その他付記事項																																																																			
<p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名</th> <th>受入科目</th> <th>加算税の種類、率</th> <th>加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）</th> <th>加算税の額</th> <th>既確定加算税額</th> <th>この通知により納付すべき（減少する）加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">(1)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">關稅</td> <td>過少・無申告加算税（%）</td> <td>① ()</td> <td>円 ④ (①× %)</td> <td>円 ⑦</td> <td>円 ⑨ (④+⑤-⑦) 円</td> </tr> <tr> <td>過少・無申告加算税（加算分）（5%）</td> <td>② ()</td> <td>円 ⑤ (②× 5%)</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加算税（%）</td> <td>③ ()</td> <td>円 ⑥ (③× %)</td> <td>円 ⑧</td> <td>円 ⑩ (⑥-⑧) 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">稅</td> <td>過少・無申告加算税（%）</td> <td>()</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過少・無申告加算税（加算分）（5%）</td> <td>()</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過少・無申告加算税（%）</td> <td>()</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">消費稅及び地方消費稅</td> <td>過少・無申告加算税（%）</td> <td>()</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過少・無申告加算税（加算分）（5%）</td> <td>()</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加算税（%）</td> <td>()</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名	受入科目	加算税の種類、率	加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納付すべき（減少する）加算税の額	(1)	關稅	過少・無申告加算税（%）	① ()	円 ④ (①× %)	円 ⑦	円 ⑨ (④+⑤-⑦) 円	過少・無申告加算税（加算分）（5%）	② ()	円 ⑤ (②× 5%)	円		重加算税（%）	③ ()	円 ⑥ (③× %)	円 ⑧	円 ⑩ (⑥-⑧) 円	稅	過少・無申告加算税（%）	()	円	円	円		過少・無申告加算税（加算分）（5%）	()	円	円	円		過少・無申告加算税（%）	()	円	円	円		消費稅及び地方消費稅	過少・無申告加算税（%）	()	円	円	円		過少・無申告加算税（加算分）（5%）	()	円	円	円		重加算税（%）	()	円	円	円	
輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名	受入科目	加算税の種類、率	加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納付すべき（減少する）加算税の額																																																													
(1)	關稅	過少・無申告加算税（%）	① ()	円 ④ (①× %)	円 ⑦	円 ⑨ (④+⑤-⑦) 円																																																													
		過少・無申告加算税（加算分）（5%）	② ()	円 ⑤ (②× 5%)	円																																																														
		重加算税（%）	③ ()	円 ⑥ (③× %)	円 ⑧	円 ⑩ (⑥-⑧) 円																																																													
稅	過少・無申告加算税（%）	()	円	円	円																																																														
	過少・無申告加算税（加算分）（5%）	()	円	円	円																																																														
	過少・無申告加算税（%）	()	円	円	円																																																														
消費稅及び地方消費稅	過少・無申告加算税（%）	()	円	円	円																																																														
	過少・無申告加算税（加算分）（5%）	()	円	円	円																																																														
	重加算税（%）	()	円	円	円																																																														

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後							改正前						
税関様式C第1045号-2							税関様式C第1045号-2						
関税の加算税賦課決定通知書(つづき)(その)							関税の加算税賦課決定通知書(つづき)(その)						
輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名	受入科目	加算税の種類、率	加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納付すべき(減少する)加算税の額	輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名	受入科目	加算税の種類、率	加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納付すべき(減少する)加算税の額
()	関税	過少・無申告加算税(%)	① 円 ④ (①× %)	円 ⑦	円 ⑨ (④+⑤-⑦)	円	()	関税	過少・無申告加算税(%)	① 円 ④ (①× %)	円 ⑦	円 ⑨ (④+⑤-⑦)	円
		過少・無申告加算税(%)	② 円 ⑤ (②× 5 %)	円					過少・無申告加算税(%)	② 円 ⑤ (②× 5 %)	円		
		重加算税(%)	③ 円 ⑥ (③× %)	円 ⑧	円 ⑩ (⑥-⑧)	円			重加算税(%)	③ 円 ⑥ (③× %)	円 ⑧	円 ⑩ (⑥-⑧)	円
	税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円		税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円			過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		重加算税(%)	円	円	円	円			重加算税(%)	円	円	円	円
	消費税及び地方消費税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円		消費税及び地方消費税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円			過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		重加算税(%)	円	円	円	円			重加算税(%)	円	円	円	円
()	関税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円		関税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円			過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		重加算税(%)	円	円	円	円			重加算税(%)	円	円	円	円
	税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円		税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円			過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		重加算税(%)	円	円	円	円			重加算税(%)	円	円	円	円
	消費税及び地方消費税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円		消費税及び地方消費税	過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円			過少・無申告加算税(%)	円	円	円	円
		重加算税(%)	円	円	円	円			重加算税(%)	円	円	円	円

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後							改正前												
税關様式C第1046号 過少申告 無申告 加算税賦課決定 第 号 重							税關様式C第1046号 過少申告 無申告 加算税賦課決定 第 号 重												
関税の加算税賦課決定明細書 (内国消費税等の加算税賦課決定明細書兼用)							関税の加算税賦課決定明細書 (内国消費税等の加算税賦課決定明細書兼用)												
上記の過少申告・無申告・重加算税賦課決定通知書の過少申告・無申告・重加算税の税額の算出根拠は以下のとおりである。							上記の過少申告・無申告・重加算税賦課決定通知書の過少申告・無申告・重加算税の税額の算出根拠は以下のとおりである。												
①過少申告・無申告・重加算税の計算の基礎となる本税額の計算(注1)							②過少申告・無申告・重加算税の計算の基礎となる本税額の計算(注1)												
輸入申告書の番号 及び申告年月日	受入科目	今回納付すべき(増差)税額(注1)	隠ぺい又は仮装以外の事実に基づく税額	正当な理由に基づく税額	過少申告又は無申告加算税の基礎となる税額(端数処理前)	重加算税の基礎となる税額(端数処理前)													
													()	関税	a 円	b 円	c 円	d(b-c) 円	e (a-b) 円
														税					
()	消費税及び地方消費税																		
	関税																		
	税																		
()	消費税及び地方消費税																		
	【正当な理由があると認めた事実】																		
③過少・無申告加算税(加算分)の計算の基礎となる本税額の計算(注1)							④過少申告加算税(加算分)の計算の基礎となる本税額の計算(注1)												
受入科目	当初申告税額(又は50万円)(注2)	累積増差税額等(注3)	過少・無申告加算税(加算分)対象税額(端数処理前)(注4)	備考															
												()	関税	f 円	g 円	h (d+g-f) 円			
													税						
()	消費税及び地方消費税																		
	関税																		
	税																		
()	消費税及び地方消費税																		
	【注(1) 減額更正に基づき、加算税額を減額する場合、当明細書には本来納付すべきであった加算税額を算出し記載する。その際「今回納付すべき(増差)税額」の欄には「本来納付すべきであった(増差)税額」を記載する。 (注2) 過少申告加算税の場合、当初申告に係る税額が50万円を下回るときは、同欄には50万円を記載し、同欄の下段に当初申告税額を括弧書で記載する。 (注3) 累積増差税額から、前回までの修正申告・更正又は決定により算出した「重加算税の基礎となる額」及び「正当な理由に基づく税額」の累計額を減算した額を記載する。 (注4) 累積増差税額(g)と過少・無申告加算税の基礎となる税額(d)の合計が当初申告税額(h)を超えることとなる部分に相当する金額(h (d+g-f))について、この金額を過少・無申告加算税の基礎となる税額(d)が下回るときは、同欄には(d)に記載した金額を記載し、併せて同欄の下段に括弧書で超えることとなる部分に相当する金額(h (d+g-f))を記載する。】																		
	【注(1) 減額更正に基づき、加算税額を減額する場合、当明細書には本来納付すべきであった加算税額を算出し記載する。その際「今回納付すべき(増差)税額」の欄には「本来納付すべきであった(増差)税額」を記載する。 (注2) 当初申告に係る税額が50万円を下回るときは、同欄には50万円を記載し、同欄の下段に当初申告税額を括弧書で記載する。 (注3) 累積増差税額から、前回までの修正申告・更正又は決定により算出した「重加算税の基礎となる額」及び「正当な理由に基づく税額」の累計額を減算した額を記載する。 (注4) 累積増差税額(g)と過少申告加算税の基礎となる税額(d)の合計が当初申告税額(h)を超えることとなる部分に相当する金額(h (d+g-f))について、この金額を過少申告加算税の基礎となる税額(d)が下回るときは、同欄には(d)に記載した金額を記載し、併せて同欄の下段に括弧書で超えることとなる部分に相当する金額(h (d+g-f))を記載する。】																		

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税關様式C第5800号</p> <p>輸入してはならない貨物該当通知書 Notice of Prohibited Imports</p> <p>平成 年 月 日 Date: 該当通知書番号第 号 Notice No.</p> <p>殿</p> <p>To (住 所) (Address)</p> <p>税 関 長 印 Director of the Customs 税関支署長 印 Director of the Branch Customs</p> <p>貴殿が輸入しようとした下記1及び2に掲げる物品は、下記3の理由により、<u>関税法第69条の11第1項第7号・第8号</u>に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-11 of the Customs Law that the importation of the article(s) given below 1 and 2, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 3, to fall under the Provisions of Item 1-7・8 of the same article.</p> <p>記</p> <p>1 品名 Description: 2 数量 Quantity: 3 理由 Reasons for applying Items 1-7・8, Article 69-11 of the Customs Law: (備考) 本通知について、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入なつ印のうえ、次あて送付して下さい。 (Remark) If you have no intention to file a protest, please send the Declaration for abandonment of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs. (所在地及び税関名(部門名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)</p>	<p>税關様式 C 第 5800 号</p> <p>輸入してはならない貨物該当通知書 Notice of Prohibited Imports</p> <p>平成 年 月 日 Date: 該当通知書番号第 号 Notice No.</p> <p>殿</p> <p>To (住 所) (Address)</p> <p>税 関 長 印 Director of the Customs 税関支署長 印 Director of the Branch Customs</p> <p>貴殿が輸入しようとした下記1及び2に掲げる物品は、下記3の理由により、<u>関税法第69条の8第1項第7号・第8号</u>に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-8 of the Customs Law that the importation of the article(s) given below 1 and 2, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 3, to fall under the Provisions of Item 1-7・8 of the same article.</p> <p>記</p> <p>1 品名 Description: 2 数量 Quantity: 3 理由 Reasons for applying Items 1-7・8, Article 69-8 of the Customs Law: (備考) 本通知について、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入なつ印のうえ、次あて送付して下さい。 (Remark) If you have no intention to file a protest, please send the Declaration for abandonment of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs. (所在地及び税関名(部門名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式C第5802号</p> <p>外国郵便物に係る輸入してはならない貨物該当通知書 Notice of Prohibited Articles Contained In Parcel Post from Abroad</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 Date: 該当通知書番号第 号 Notice No.</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>To (住 所) (Address)</p> <p style="text-align: center;">税關長(又は税關支署長) 印 Director of Customs</p> <p>貴殿あて外国郵便物が下記のとおり到着しましたが、当該郵便物中に包有されている下記4及び5に掲げる物品は、下記6の理由により、<u>関税法第69条の11第1項第7号・第8号</u>に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-11 of the Customs Law, that the importation of the article(s) given below 4 and 5, contained in the parcel from abroad and addressed to you, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 6, to fall under the provisions of Item 1-7・8 of the same article.</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 郵便物番号 Parcel post No. 2 差出国 Country from which sent: 3 差出人住所氏名 Name and Address of sender: 4 品名 Description: 5 数量 Quantity: 6 理由 Reasons for applying Item 1-7・8, Article 69-11 of the Customs Law: (備考) 本通知について貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入なつ印のうえ、次あて送付して下さい。 (Remark) If you have no intention to file a protest, please send the declaration for abandonment of articles, enclosed herewith, to the undermentioned customs. (所在地及び税關名(外郵出張所名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)</p>	<p style="text-align: center;">税關様式C第5802号</p> <p>外国郵便物に係る輸入してはならない貨物該当通知書 Notice of Prohibited Articles Contained In Parcel Post from Abroad</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 Date: 該当通知書番号第 号 Notice No.</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>To (住 所) (Address)</p> <p style="text-align: center;">税關長(又は税關支署長) 印 Director of Customs</p> <p>貴殿あて外国郵便物が下記のとおり到着しましたが、当該郵便物中に包有されている下記4及び5に掲げる物品は、下記6の理由により、<u>関税法第69条の8第1項第7号・第8号</u>に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-8 of the Customs Law, that the importation of the article(s) given below 4 and 5, contained in the parcel from abroad and addressed to you, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 6, to fall under the provisions of Item 1-7・8 of the same article.</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 郵便物番号 Parcel post No. 2 差出国 Country from which sent: 3 差出人住所氏名 Name and Address of sender: 4 品名 Description: 5 数量 Quantity: 6 理由 Reasons for applying Item 1-7・8, Article 69-8 of the Customs Law: (備考) 本通知について貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入なつ印のうえ、次あて送付して下さい。 (Remark) If you have no intention to file a protest, please send the declaration for abandonment of articles, enclosed herewith, to the undermentioned customs. (所在地及び税關名(外郵出張所名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																		
税關様式 C 第 5604 号	税關様式 C 第 5604 号																		
取扱注意 知的財産侵害疑義物品認定依頼書	取扱注意 知的財産侵害疑義物品認定依頼書																		
平成 年 月 日 認定依頼 第 号 (認定依頼書番号)	平成 年 月 日 認定依頼 第 号 (認定依頼書番号)																		
知的財産調査官 殿 (知的財産担当官)	知的財産調査官 殿 (知的財産担当官)																		
発見部門の長(官職) (氏名)	発見部門の長(官職) (氏名)																		
印	印																		
下記の物品は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。																			
記																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">品 名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">数 量</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">輸出申告(税關提示)年月日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">輸出申告(郵便物)番号</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">発見年月日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">輸出申告者名 [又は差出入名] (住所) (氏名) (職業)</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding: 2px;">発見部門の所見</td> </tr> </tbody> </table>		品 名	数 量	内 容	輸出申告(税關提示)年月日	平成 年 月 日		輸出申告(郵便物)番号			発見年月日	平成 年 月 日		輸出申告者名 [又は差出入名] (住所) (氏名) (職業)			発見部門の所見		
品 名	数 量	内 容																	
輸出申告(税關提示)年月日	平成 年 月 日																		
輸出申告(郵便物)番号																			
発見年月日	平成 年 月 日																		
輸出申告者名 [又は差出入名] (住所) (氏名) (職業)																			
発見部門の所見																			
(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。																			
(規格 A 4)																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">品 名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">数 量</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">輸出申告(税關提示)年月日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">輸出申告(郵便物)番号</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">発見年月日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">輸出申告者名 [又は差出入名] (住所) (氏名) (職業)</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding: 2px;">発見部門の所見</td> </tr> </tbody> </table>		品 名	数 量	内 容	輸出申告(税關提示)年月日	平成 年 月 日		輸出申告(郵便物)番号			発見年月日	平成 年 月 日		輸出申告者名 [又は差出入名] (住所) (氏名) (職業)			発見部門の所見		
品 名	数 量	内 容																	
輸出申告(税關提示)年月日	平成 年 月 日																		
輸出申告(郵便物)番号																			
発見年月日	平成 年 月 日																		
輸出申告者名 [又は差出入名] (住所) (氏名) (職業)																			
発見部門の所見																			
(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。																			
(規格 A 4)																			

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5608 号 取扱注意	税関様式 C 第 5608 号 取扱注意
知的財産侵害疑義物品発見通報書	知的財産侵害疑義物品発見通報書
平成 年 月 日 発見通報 第 号 (発見通報書番号)	平成 年 月 日 発見通報 第 号 (発見通報書番号)
郵便局長 殿	郵便局長 殿
外郵出張所長	外郵出張所長
印	印
関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第69条の2第1項第3号・第4号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。	関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第69条の2第1項第3号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。
記	記
1. 郵便物番号	
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 小包(船便、航空) 特殊、 EMS
(住所) 3. 差出人	
(氏名)	
(住所) 4. 名あて人	
(氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名 数 量
(規格 A 4)	(規格 A 4)
1. 郵便物番号	
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 小包(船便、航空) 特殊、 EMS
(住所) 3. 差出人	
(氏名)	
(住所) 4. 名あて人	
(氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名 数 量

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																										
税關様式 C 第 5610 号	税關様式 C 第 5610 号																										
認定手続開始通知書（輸出者用）	認定手続開始通知書（輸出者用）																										
平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)	平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)																										
殿	殿																										
(税關官署の長)	(税關官署の長)																										
印	印																										
<p>貴殿が平成 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1. 申告番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2. 申告年月日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 疑義貨物</td> <td>品 名</td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4. 権利者の氏名又は名称及び住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5. 知的財産の内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>6. 認定手続を執る理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>7. 輸出差止申立て</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td>8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		1. 申告番号			2. 申告年月日	平成 年 月 日		3. 疑義貨物	品 名	数 量			4. 権利者の氏名又は名称及び住所			5. 知的財産の内容			6. 認定手続を執る理由			7. 輸出差止申立て	有	無	8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	
1. 申告番号																											
2. 申告年月日	平成 年 月 日																										
3. 疑義貨物	品 名	数 量																									
4. 権利者の氏名又は名称及び住所																											
5. 知的財産の内容																											
6. 認定手続を執る理由																											
7. 輸出差止申立て	有	無																									
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日																										
<p>（注）1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を出し、意見を述べることができます。</p> <p>（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）[注：裏面参照]</p> <p>2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。</p> <p>なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。</p> <p>3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税關長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。</p> <p>4. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税關長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。</p> <p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>																											
<p>（連絡先） : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>																											

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(税關様式C第5610号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。</p> <p>(1) 業として輸出されるものでないものである場合 (注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合</p> <p>(3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p> <p>(1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、税關職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>(3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。</p> <p>(4) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的な手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>	<p>(税關様式C第5610号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。</p> <p>(1) 業として輸出されるものでないものである場合 (注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合</p> <p>(3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行なうことができます。</p> <p>(1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、税關職員の立会いの下に行なうことができます。</p> <p>(2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>(3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行なうことができます。</p> <p>(4) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的な手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																												
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5612 号</p> <p>認定手続開始通知書（差出人用）</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>貴殿が差し出した国際郵便物は關稅法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 3 第 1 項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 . 郵便物番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 . 郵便物の種類</td> <td colspan="2">通常、小包、特殊、EMS、</td> </tr> <tr> <td>3 . 名あて人（住所） (氏名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4 . 税關検査提示日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>5 . 疑義貨物</td> <td>品 名</td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td>6 . 権利者の氏名又 は名称及び住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>7 . 知的財産の内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>8 . 認定手続を執る 理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>9 . 輸出差止申立て</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>10 . 証拠を提出し、 意見を述べるこ とのできる期限</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>（注）1 . 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。 (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が關稅法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注：裏面参照]</p> <p>2 . 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。</p> <p>3 . 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、關稅法第 69 条の 7 第 1 項の規定により、税關長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。</p> <p>4 . 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、關稅法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、税關長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続きを取りやめることを求めることがあります。</p> <p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>	1 . 郵便物番号			2 . 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、		3 . 名あて人（住所） (氏名)			4 . 税關検査提示日	平成 年 月 日		5 . 疑義貨物	品 名	数 量	6 . 権利者の氏名又 は名称及び住所			7 . 知的財産の内容			8 . 認定手続を執る 理由			9 . 輸出差止申立て	有	無	10 . 証拠を提出し、 意見を述べるこ とのできる期限	平成 年 月 日		<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5612 号</p> <p>認定手続開始通知書（差出人用）</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>貴殿が差し出した国際郵便物は關稅法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 3 第 1 項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 . 郵便物番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 . 郵便物の種類</td> <td colspan="2">通常、小包、特殊、EMS、</td> </tr> <tr> <td>3 . 名あて人（住所） (氏名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4 . 税關検査提示日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>5 . 疑義貨物</td> <td>品 名</td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td>6 . 権利者の氏名又 は名称及び住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>7 . 知的財産の内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>8 . 認定手続を執る 理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>9 . 輸出差止申立て</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>10 . 証拠を提出し、 意見を述べるこ とのできる期限</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>（注）1 . 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。 (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が關稅法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注：裏面参照]</p> <p>2 . 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。</p> <p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	1 . 郵便物番号			2 . 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、		3 . 名あて人（住所） (氏名)			4 . 税關検査提示日	平成 年 月 日		5 . 疑義貨物	品 名	数 量	6 . 権利者の氏名又 は名称及び住所			7 . 知的財産の内容			8 . 認定手続を執る 理由			9 . 輸出差止申立て	有	無	10 . 証拠を提出し、 意見を述べるこ とのできる期限	平成 年 月 日	
1 . 郵便物番号																																																													
2 . 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、																																																												
3 . 名あて人（住所） (氏名)																																																													
4 . 税關検査提示日	平成 年 月 日																																																												
5 . 疑義貨物	品 名	数 量																																																											
6 . 権利者の氏名又 は名称及び住所																																																													
7 . 知的財産の内容																																																													
8 . 認定手続を執る 理由																																																													
9 . 輸出差止申立て	有	無																																																											
10 . 証拠を提出し、 意見を述べるこ とのできる期限	平成 年 月 日																																																												
1 . 郵便物番号																																																													
2 . 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、																																																												
3 . 名あて人（住所） (氏名)																																																													
4 . 税關検査提示日	平成 年 月 日																																																												
5 . 疑義貨物	品 名	数 量																																																											
6 . 権利者の氏名又 は名称及び住所																																																													
7 . 知的財産の内容																																																													
8 . 認定手続を執る 理由																																																													
9 . 輸出差止申立て	有	無																																																											
10 . 証拠を提出し、 意見を述べるこ とのできる期限	平成 年 月 日																																																												

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(税關様式C第5612号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。</p> <p>(1) 業として輸出されるものでないものである場合 (注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。 したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合 (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p> <p>(1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。 (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。 (3) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的な手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>	<p>(税關様式C第5612号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。</p> <p>(1) 業として輸出されるものでないものである場合 (注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。 したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合 (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行なうことができます。</p> <p>(1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。 (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。 (3) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的な手續については表面の連絡先へご照会ください。)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																				
<p>税關様式 C 第 5614 号</p> <p>認定手続開始通知書(権利者用)</p> <p>平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)</p> <p>殿</p> <p>(税關官署の長) 印</p> <p>輸出申告貨物(国際郵便物)に対する税關検査の際、関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)の輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されたので同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">品名</th> <th style="width: 10%;">数量</th> </tr> <tr> <td>1. 疑義貨物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 輸出者の氏名又は名称及び住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 仕向人(名あて人)の氏名又は名称及び住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 知的財産の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 認定手続を執る理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 輸出差止申立て</td> <td style="text-align: center;">有 無</td> </tr> <tr> <td>8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。 2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。 3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税關長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、この通知を受け取った日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に特許庁長官の意見を聽くことを求めることができます。 4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の3第7項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により禁止されています。</p> <p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p>(規格 A4)</p>	品名	数量	1. 疑義貨物		2. 輸出者の氏名又は名称及び住所		3. 仕向人(名あて人)の氏名又は名称及び住所		4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		5. 知的財産の内容		6. 認定手続を執る理由		7. 輸出差止申立て	有 無	8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	<p>税關様式 C 第 5614 号</p> <p>認定手続開始通知書(権利者用)</p> <p>平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)</p> <p>殿</p> <p>(税關官署の長) 印</p> <p>輸出申告貨物(国際郵便物)に対する税關検査の際、関税法第69条の2第1項第3号(同法第75条において準用する場合を含む。)の輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されたので同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">品名</th> <th style="width: 10%;">数量</th> </tr> <tr> <td>疑義貨物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 輸出者の氏名又は名称及び住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 仕向人(名あて人)の氏名又は名称及び住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 知的財産の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 認定手続を執る理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 輸出差止申立て</td> <td style="text-align: center;">有 無</td> </tr> <tr> <td>8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。 2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。 3. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の3第7項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により禁止されています。</p> <p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p>(規格 A4)</p>	品名	数量	疑義貨物		2. 輸出者の氏名又は名称及び住所		3. 仕向人(名あて人)の氏名又は名称及び住所		4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		5. 知的財産の内容		6. 認定手続を執る理由		7. 輸出差止申立て	有 無	8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日
品名	数量																																				
1. 疑義貨物																																					
2. 輸出者の氏名又は名称及び住所																																					
3. 仕向人(名あて人)の氏名又は名称及び住所																																					
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所																																					
5. 知的財産の内容																																					
6. 認定手続を執る理由																																					
7. 輸出差止申立て	有 無																																				
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日																																				
品名	数量																																				
疑義貨物																																					
2. 輸出者の氏名又は名称及び住所																																					
3. 仕向人(名あて人)の氏名又は名称及び住所																																					
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所																																					
5. 知的財産の内容																																					
6. 認定手続を執る理由																																					
7. 輸出差止申立て	有 無																																				
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日																																				

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5622 号	税關様式 C 第 5622 号
認定通知書（輸出者用）	認定通知書（輸出者用）
平成 年 月 日 認定通知第 (認定通知書番号)	平成 年 月 日 認定通知第 (認定通知書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	(税關官署の長)
印	印
<p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 <u>関税法第69条の2第1項第3号・第4号</u>（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に 該当する・該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項</p> <p>(1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)からの処理を行なうことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行なわず、かつ、下記から のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>当該物品の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、税關職員の立会いの下に行なうことができます。</p> <p>当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。</p> <p>当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。</p> </div> <p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p>	<p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 <u>関税法第69条の2第1項第3号</u>（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に 該当する・該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項</p> <p>(1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)からの処理を行なうことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行なわず、かつ、下記から のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>当該物品の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、税關職員の立会いの下に行なうことができます。</p> <p>当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。</p> <p>当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。</p> </div> <p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p>
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5624 号	税關様式 C 第 5624 号
認定通知書（差出人用）	認定通知書（差出人用）
平成 年 月 日 認定通知第 番号 (認定通知書)	平成 年 月 日 認定通知第 番号 (認定通知書)
殿	殿
(税關官署の長)	印
平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定 したので、関税法第69条の3第5項の規定により通知します。	平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定 したので、関税法第69条の3第5項の規定により通知します。
記	記
<p>1. 認定結果 <u>関税法第69条の2第1項第3号・第4号に掲げる物品に</u> 該当する・該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項 (1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行なうことができます。 (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記から のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。</p> <p>当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」（税關様式 C 第5380号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。</p> </div>	<p>1. 認定結果 <u>関税法第69条の2第1項第3号に掲げる物品に</u> 該当する・該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項 (1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行なうことができます。 (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記から のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。</p> <p>当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」（税關様式 C 第5380号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。</p> </div>
<p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5626 号	税関様式 C 第 5626 号
認定通知書（権利者用）	認定通知書（権利者用）
平成 年 月 日 認定通知第 (認定通知書番号)	平成 年 月 日 認定通知第 (認定通知書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	印
平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知します。	平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知します。
記	記
1. 認定結果 <u>関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。</u>	1. 認定結果 <u>関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。</u>
2. 理由	2. 理由
[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名))	[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名))
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5630 号	税關様式 C 第 5630 号
裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書	裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税關官署の長) 殿	(税關官署の長) 殿
申請者（権利者） 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 住所	申請者（権利者） 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 住所
申請者（輸出者等） 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 住所	申請者（輸出者等） 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 住所
平成 年 月 日付認定手続開始通知第 号に係る疑義貨物については、次により裁判外紛争解決手続により紛争を解決したいので、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえて認定するよう申請します。	平成 年 月 日付認定手続開始通知第 号に係る疑義貨物については、次により裁判外紛争解決手続により紛争を解決したいので、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえて認定するよう申請します。
1. 裁判外紛争解決手続を実施する事業者の名称及び住所	1. 裁判外紛争解決手続を実施する事業者の名称及び住所
2. 裁判外紛争解決手続の開始予定日	2. 裁判外紛争解決手續の開始予定日
3. 裁判外紛争解決手續の終了予定日	3. 裁判外紛争解決手續の終了予定日
4. その他参考となるべき事項	4. その他参考となるべき事項
(注 1) この申請書は権利者と輸出者等が連名で提出してください。 (注 2) この申請書は、3 部提出してください。 <u>(注 3) この申請により関税法第 69 条の 10 の規定（認定手続を取りやめることの求め等）の適用がなくなるものではありません。</u>	(注 1) この申請書は権利者と輸出者等が連名で提出してください。 (注 2) この申請書は、3 部提出してください。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																									
<p style="text-align: center;">郵便物認定期報書</p> <p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5634 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取扱注意</div> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 認定通報 第 号 (認定通報書番号)</p> <p>郵便局長 殿</p> <p style="text-align: center;">外郵出張所長 印</p> <p>平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号物品（輸出してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。 おって、貴局における輸出してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">品 名</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>郵便局 処理欄</td> <td>上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。</td> <td>日付印</td> </tr> </tbody> </table>		品 名	数 量	内 容				備考			郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。	日付印	<p style="text-align: center;">郵便物認定期報書</p> <p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5634 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取扱注意</div> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 認定通報 第 号 (認定通報書番号)</p> <p>郵便局長 殿</p> <p style="text-align: center;">外郵出張所長 印</p> <p>平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の2第3号物品（輸出してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。 おって、貴局における輸出してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">品 名</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>郵便局 処理欄</td> <td>上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。</td> <td>日付印</td> </tr> </tbody> </table>		品 名	数 量	内 容				備考			郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。	日付印
品 名	数 量	内 容																									
備考																											
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。	日付印																									
品 名	数 量	内 容																									
備考																											
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。	日付印																									
(規格 A 4)																											

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5636 号	税關様式 C 第 5636 号
関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号該当物品没収通知書	関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号該当物品没収通知書
平成 年 月 日 没収通知第 (没 収 通 知 書 番 号)	平成 年 月 日 没収通知第 (没 収 通 知 書 番 号)
殿	殿
住所（連絡先）	住所（連絡先）
(税關官署の長)	印
平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、没収します。	平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、没収します。
記	記
1 . 品名	1 . 品名
2 . 数量	2 . 数量
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																													
	税關様式 C 第 5640 号 - 1 整理 No -		税關様式 C 第 5640 号 - 1 整理 No -																												
輸出（積戻し）差止申立て書	平成 年 月 日	輸出（積戻し）差止申立て書	平成 年 月 日																												
函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿	申立人 【公表】 住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話（FAX）番号	函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿	申立人 【公表】 住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話（FAX）番号																												
関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。	記	関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。	記																												
1. 輸出差止申立てに係る権利の内容【公表】	1. 輸出差止申立てに係る権利の内容【公表】																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>権利の種類</th> <th>特許権 実用新案権 意匠権 商標権 育成者権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)</td> <td>第 号 年 月 日 (年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>権利の存続期間</td> <td>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>権利の範囲 (商標権の場合には指定商品名及び登録商標を記載)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原権利者</td> <td>住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)</td> </tr> <tr> <td>専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者</td> <td>住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)</td> </tr> <tr> <td>通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者</td> <td>住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)</td> </tr> </tbody> </table>	権利の種類	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 育成者権	登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)	権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	権利の範囲 (商標権の場合には指定商品名及び登録商標を記載)		原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)	専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)	通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>権利の種類</th> <th>育成者権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)</td> <td>第 号 年 月 日 (年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>権利の存続期間</td> <td>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>権利の範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原権利者</td> <td>住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)</td> </tr> <tr> <td>専用利用権者</td> <td>住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)</td> </tr> <tr> <td>通常利用権者</td> <td>住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)</td> </tr> </tbody> </table>	権利の種類	育成者権	登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)	権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	権利の範囲		原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)	専用利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)	通常利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)		
権利の種類	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 育成者権																														
登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)																														
権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																														
権利の範囲 (商標権の場合には指定商品名及び登録商標を記載)																															
原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)																														
専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)																														
通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)																														
権利の種類	育成者権																														
登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)																														
権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																														
権利の範囲																															
原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)																														
専用利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)																														
通常利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)																														

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
税關様式 C 第 5640 号 - 2	税關様式 C 第 5640 号 - 2																
2 . 輸出差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等【公表】	2 . 輸出差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等【公表】																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">品 名</td><td></td></tr> <tr> <td>輸出統計品目番号（9桁）</td><td></td></tr> </table>	品 名		輸出統計品目番号（9桁）		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">品 名</td><td></td></tr> <tr> <td>輸出統計品目番号（9桁）</td><td></td></tr> </table>	品 名		輸出統計品目番号（9桁）									
品 名																	
輸出統計品目番号（9桁）																	
品 名																	
輸出統計品目番号（9桁）																	
3 . 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否： 可、 否】	3 . 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否： 可、 否】																
4 . 輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	4 . 輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】																
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで																
5 . その他参考となるべき事項	5 . その他参考となるべき事項																
(1) 侵害すると認める物品の輸出に関する参考事項【非公表】	(1) 侵害すると認める物品の輸出に関する参考事項【非公表】																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">予想される輸出者</td><td>住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） (電話番号)</td></tr> <tr> <td>その他特定又は 想定される事項</td><td>仕向人 仕向国 その他</td></tr> </table>	予想される輸出者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） (電話番号)	その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">予想される輸出者</td><td>住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） (電話番号)</td></tr> <tr> <td>その他特定又は 想定される事項</td><td>仕向人 仕向国 その他</td></tr> </table>	予想される輸出者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） (電話番号)	その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他								
予想される輸出者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） (電話番号)																
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他																
予想される輸出者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） (電話番号)																
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他																
(2) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)	(2) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)																
a . 輸出差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容	a . 輸出差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容																
b . その他	b . その他																
6 . 添付資料等	6 . 添付資料等																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th><th style="width: 50%;">部 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利の登録原簿の謄本及び公報 上記謄本等の写し 【公表】</td><td style="text-align: center;">1 部 部</td></tr> <tr> <td>侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】</td><td style="text-align: center;">部</td></tr> <tr> <td>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書 【公表】</td><td style="text-align: center;">部</td></tr> </tbody> </table>	区 分	部 数	権利の登録原簿の謄本及び公報 上記謄本等の写し 【公表】	1 部 部	侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部	輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書 【公表】	部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th><th style="width: 50%;">部 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利の登録原簿の謄本及び公報 上記謄本等の写し 【公表】</td><td style="text-align: center;">1 部 部</td></tr> <tr> <td>侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】</td><td style="text-align: center;">部</td></tr> <tr> <td>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書 【公表】</td><td style="text-align: center;">部</td></tr> </tbody> </table>	区 分	部 数	権利の登録原簿の謄本及び公報 上記謄本等の写し 【公表】	1 部 部	侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部	輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書 【公表】	部
区 分	部 数																
権利の登録原簿の謄本及び公報 上記謄本等の写し 【公表】	1 部 部																
侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部																
輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書 【公表】	部																
区 分	部 数																
権利の登録原簿の謄本及び公報 上記謄本等の写し 【公表】	1 部 部																
侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部																
輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書 【公表】	部																

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5640 号 - 3	税關様式 C 第 5640 号 - 3
<p>弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】</p> <p>他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し等) 【公表の可否： 可、 否】</p>	<p>弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】</p> <p>他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し等) 【公表の可否： 可、 否】</p>
<p>(注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。 2 . この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙) 3 . 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。 (1)【公表】項目 原則として公表されます。 (2)【非公表】項目 公表されません。 (3)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。 4 . 「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。 5 . 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸出者等に開示することができます。 6 . 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。 7 . 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。</p>	<p>(注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。 2 . この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙) 3 . 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。 (1)【公表】項目 原則として公表されます。 (2)【非公表】項目 公表されません。 (3)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。 4 . 「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。 5 . 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸出者等に開示することができます。 6 . 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。 7 . 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。</p>

(規格 A4)

(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前										
<p style="text-align: center;">輸出（積戻し）差止申立て書 （保護対象商品等表示等関係）</p> <p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5642 号 - 1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>整理 No</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿</p> <p>申立人 【公表】 <u>住所</u></p> <p>氏名（名称及び代表者の氏名）印 <u>(署名)</u> <u>(連絡先)</u> <u>担当者</u></p> <p>電話（FAX）番号</p> <p>関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む）規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容【公表】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">保護対象商品等表示等の種類</td> <td> 不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示（輸出国又は地域の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態 </td> </tr> <tr> <td>経済産業大臣申立て時意見書の発行年月日及び番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品等表示等の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）</td> <td> <u>住所</u> <u>氏名（名称及び代表者の氏名）</u> <u>（電話番号）</u> <u>（許諾の範囲）</u> </td> </tr> </table>	整理 No	—	保護対象商品等表示等の種類	不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示（輸出国又は地域の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態	経済産業大臣申立て時意見書の発行年月日及び番号		商品等表示等の内容		使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）	<u>住所</u> <u>氏名（名称及び代表者の氏名）</u> <u>（電話番号）</u> <u>（許諾の範囲）</u>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>
整理 No											
—											
保護対象商品等表示等の種類	不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示（輸出国又は地域の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態										
経済産業大臣申立て時意見書の発行年月日及び番号											
商品等表示等の内容											
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）	<u>住所</u> <u>氏名（名称及び代表者の氏名）</u> <u>（電話番号）</u> <u>（許諾の範囲）</u>										

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>税關様式 C 第 5642 号 - 2</u>	(新規)
2. 輸出差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等【公表】	
<u>品 名</u>	
<u>輸出統計品目番号（9桁）</u>	
3. 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否： 可、 否】	
—	
4. 輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	
<u>平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで</u>	
5. その他参考となるべき事項	
(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【非公表】	
<u>予想される輸出者</u>	<u>住所</u> <u>氏名（氏名及び代表者の氏名）</u> <u>（電話番号）</u>
<u>その他特定又は 想定される事項</u>	<u>仕向人</u> <u>仕向国</u> <u>その他</u>
(2) その他の参考事項【公表の可否： 可、 否】（適宜、参考資料等を添付する。）	
a. 輸出差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について訴訟等で争いがある場合には、その 争いの内容	
b. その他	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前														
税關様式 C 第 5642 号 - 3	(新規)														
<p><u>6. 添付資料等</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">部数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>経済産業大臣申立時意見書</u> <u>経済産業大臣申立時意見書の写し</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u> </td><td style="text-align: center; padding: 5px;"> <u>1 部</u> <u>部</u> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>保護対象商品等表示等についての説明資料（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等）</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u> </td><td style="text-align: center; padding: 5px;"> <u>部</u> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料</u> <u>（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等）</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u> </td><td style="text-align: center; padding: 5px;"> <u>部</u> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書</u> <u>【非公表】</u> </td><td style="text-align: center; padding: 5px;"> <u>部</u> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し</u> <u>【公表】</u> </td><td style="text-align: center; padding: 5px;"> <u>部</u> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>その他の資料</u> <u>（営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等（3号物品の場合は必須））</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u> </td><td style="text-align: center; padding: 5px;"> <u>部</u> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい（経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください）。</p> <p>2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい（記載事項が多い場合は別紙）。</p> <p>3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。</p> <p>(1)【公表】項目 <u>原則として公表されます。</u></p> <p>(2)【非公表】項目 <u>公表されません。</u></p> <p>(3)【公表の可否】項目 <u>申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。</u></p> <p>4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。</p> <p>5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。</p> <p>6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。</p> <p>7. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出して下さい。</p> <p>税關記入欄</p> <p style="text-align: center;">(規格 A 4)</p>	区分	部数	<u>経済産業大臣申立時意見書</u> <u>経済産業大臣申立時意見書の写し</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u>	<u>1 部</u> <u>部</u>	<u>保護対象商品等表示等についての説明資料（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等）</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u>	<u>部</u>	<u>侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料</u> <u>（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等）</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u>	<u>部</u>	<u>弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書</u> <u>【非公表】</u>	<u>部</u>	<u>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し</u> <u>【公表】</u>	<u>部</u>	<u>その他の資料</u> <u>（営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等（3号物品の場合は必須））</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u>	<u>部</u>	
区分	部数														
<u>経済産業大臣申立時意見書</u> <u>経済産業大臣申立時意見書の写し</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u>	<u>1 部</u> <u>部</u>														
<u>保護対象商品等表示等についての説明資料（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等）</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u>	<u>部</u>														
<u>侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料</u> <u>（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等）</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u>	<u>部</u>														
<u>弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書</u> <u>【非公表】</u>	<u>部</u>														
<u>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し</u> <u>【公表】</u>	<u>部</u>														
<u>その他の資料</u> <u>（営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等（3号物品の場合は必須））</u> <u>【公表の可否： 可、 否】</u>	<u>部</u>														

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5647 号	税関様式 C 第 5647 号
委 嘴 状	委 嘴 状
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
税関長	税関長
印	印
<p>貴殿を關税法第 69 条の 5 (同法第 75 条において準用する場合を含む。) <u>同法第 69 条の 9 (同法第 75 条において準用する場合を含む。)</u> 同法第 69 条の 14 及び同法第 69 条の 19 に規定する専門委員に委嘱します。</p>	<p>貴殿を關税法第 69 条の 5 (同法第 75 条において準用する場合を含む。) <u>同法第 69 条の 11 及び同法第 69 条の 16</u> に規定する専門委員に委嘱します。</p>
<p>期間</p> <p>自：平成 年 月 日</p> <p>至：</p>	<p>期間</p> <p>自：平成 年 月 日</p> <p>至：</p>
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前											
輸出(積戻し)差止申立更新申請書 税關様式 C 第 5660 号 整理 No 更 - - 平成 年 月 日				輸出(積戻し)差止申立更新申請書 税關様式 C 第 5660 号 整理 No 更 - - 平成 年 月 日											
函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿				函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿											
申立人 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (署名) (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号				申立人 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (署名) (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号											
平成 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。															
記															
権利の内容等	当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立て年月日								
	輸出差止申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	輸出差止申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	輸出差止申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	輸出差止申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】								
	権利の種類【公表】	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 育成者権	権利の種類【公表】	育成者権	権利の種類【公表】	育成者権	権利の種類【公表】								
	登録番号【公表】及び登録年月日	第 年 月 号	登録番号【公表】及び登録年月日	第 年 月 号	登録番号【公表】及び登録年月日	第 年 月 号	登録番号【公表】及び登録年月日								
	権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	権利の存続期間【公表】								
	権利の範囲【公表】		権利の範囲【公表】		権利の範囲【公表】		権利の範囲【公表】								
	輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報【公表の可否: 可、否】		輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報【公表の可否: 可、否】		輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報【公表の可否: 可、否】		輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報【公表の可否: 可、否】								
	委任関係の変更【公表】	有 無	委任関係の変更【公表】	有 無	委任関係の変更【公表】	有 無	委任関係の変更【公表】								
その他参考になるべき事項【公表の可否: 可、否】		その他参考になるべき事項【公表の可否: 可、否】		その他参考になるべき事項【公表の可否: 可、否】		その他参考になるべき事項【公表の可否: 可、否】									
(注) 1. の付されている欄は必ず記載して下さい。 2. 本申立て年月日は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。 (1)【公表】項目 原則として公表されます。 (2)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。 3. 「輸出差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立て年月日記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。 4. 「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。 5. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に✓チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。 6. 印の付されている欄の資料等についてでは、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じて輸出者等に開示することができます。 7. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。 8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。								(注) 1. の付されている欄は必ず記載して下さい。 2. 本申立て年月日は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。 (1)【公表】項目 原則として公表されます。 (2)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。 3. 「輸出差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立て年月日記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。 4. 「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。 5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じて輸出者等に開示することができます。 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。 7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。							
(規格 A 4)								(規格 A 4)							

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
輸出(積戻し)差止申立更新申請書 (保護対象商品等表示等関係)	税關様式 C 第 5662 号 整理 No 更 - 平成 年 月 日	(新規)
函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿		
申立人 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号		
平成 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。 記		
当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立書整理No
輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
保護対象商品等表示等の種類 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号 商品等表示等の内容 輸出差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否：可、否】	不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示(輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているもの) 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示(著名なもの) 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態	
委任関係の変更【公表】	有 無	
その他参考になるべき事項 【公表の可否：可、否】		
(注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。) 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。 (1)【公表】項目 原則として公表されます。 (2)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。 3. 「輸出差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、 初当申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。 4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に✓チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。 5. 「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。 6. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸出者等に開示することがあります。 7. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。 8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができ ます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は 代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)		
(規格 A 4)		

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5676 号	税關樣式 C 第 5676 号
支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 書	支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
(税關官署の長) 殿	(税關官署の長) 殿
届出者 住所	届出者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) (署名)	氏名(名称及び代表者の氏名) (署名)
平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)について、関税法第69条の6第5項(同法第75条において準用する場合を含む。)又は同法69条の10第6項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり支払保証委託契約を締結したので、届け出ます。	平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)について、関税法第69条の6第5項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり支払保証委託契約を締結したので、届け出ます。
記	記
1. 契約の相手方の名称及び所在地	1. 契約の相手方の名称及び所在地
2. 契約金額	2. 契約金額
(注)届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。	(注)届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。
支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 確 認 書	支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 確 認 書
上記の届出を確認します。	上記の届出を確認します。
第 平成 年 月 日	第 平成 年 月 日
(税關官署の長)	(税關官署の長)
印	印
(注) 1. この届出書は2部提出してください。 2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。	(注) 1. この届出書は2部提出してください。 2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5680 号	税關様式 C 第 5680 号
有価証券換価後金銭供託通知書	有価証券換価後金銭供託通知書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
殿	殿
(税關官署の長)	(税關官署の長)
印	印
<p>平成 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託された有価証券については、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第62条の8第3項（同令第65条において準用する場合を含む。）又は同令62条の15（同令第65条において準用する場合を含む。）において準用する同令第62条の8第3項の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成6年法務省・大蔵省令第5号）第4条第2項（同規則第11条において準用する場合を含む。）又は同規則7条の規定により供託したので、同条第4項（同規則第11条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。</p>	<p>平成 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託された有価証券については、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第62条の8第3項（同令第65条において準用する場合を含む。）の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成6年法務省・大蔵省令第5号）第4条第2項（同規則第10条において準用する場合を含む。）の規定により供託したので、同条第4項（同規則第10条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。</p>
(添付書類)	(添付書類)
供託書正本の写し 1部	供託書正本の写し 1部

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5682 号	税關様式 C 第 5682 号
担 保 取 戻 事 由 確 認 申 請 書	担 保 取 戻 事 由 確 認 申 請 書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
(税關官署の長) 殿 申請者 住所	(税關官署の長) 殿 申請者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名)	氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名)
平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物について、下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税法第69条の6(同法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。)第8項第3号若しくは同法69条の10第9項1号の規定による確認の申請又は同項4号の確認の求めを行います。	平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物について、下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税法第69条の6第8項第3号(同規則第10条において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を行います。
記	記
損害の賠償を担保する必要がなくなった事由	損害の賠償を担保する必要がなくなった事由
(注1)この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添付してください。	(注1)この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添付してください。
(注2)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。	(注2)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5684 号	税關様式 C 第 5684 号
支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 申 請 書	支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 申 請 書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
(税關官署の長) 殿	(税關官署の長) 殿
申請者 住所	申請者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印	氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)	(署名)
平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、関税法第69条の6第8項第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)又は同法第69条の10第9項第2号(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、その承認を申請します。	平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、関税法第69条の6第8項第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、その承認を申請します。
(注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。	(注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。
支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 書	支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 書
第 号 上記申請を承認します。 平成 年 月 日	第 号 上記申請を承認します。 平成 年 月 日
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
(注)1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して下さい。	(注)1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して下さい。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5686 号 供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用） 平 成 年 月 日 (税關官署の長) 殿	税關様式 C 第 5686 号 供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用） 平 成 年 月 日 (税關官署の長) 殿
申請者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名)	申請者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名)
平成 年 月 日付の供託書正本預り証（第 号）に係る供託物に差し替えて、他の供託物を供託したので、関税法第69条の6第8項第5号（同法第75条において準用する場合を含む。）又は同法第69条の10第9項第3号（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、その承認を申請します。 (注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択）	平成 年 月 日付の供託書正本預り証（第 号）に係る供託物に差し替えて、他の供託物を供託したので、関税法第69条の6第8項第5号（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、その承認を申請します。 (注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択）
供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用） 第 号（供託番号 ） 上記申請を承認し、あわせて供託書正本を預ります。 平成 年 月 日 (税關官署の長) 印	供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用） 第 号（供託番号 ） 上記申請を承認し、あわせて供託書正本を預ります。 平成 年 月 日 (税關官署の長) 印
(注) 1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、差替え後の供託書正本を添付してください。	(注) 1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、差替え後の供託書正本を添付してください。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税關様式 C 第 5688 号</p> <p>損害賠償請求権存在確認書交付請求書</p> <p>平 成 年 月 日</p> <p>(税關官署の長) 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名(名称及び代表者の氏名) 印</p> <p>関税法施行令第62条の7第4項(同令第65条において準用する場合を含む。)又は同令第62条の15(同令第65条において準用する場合を含む。)において準用する同令第62条の7第4項の規定により、下記のとおり、損害賠償請求権存在確認書の交付を請求します。</p> <p>記</p> <p>1. 損害賠償義務者の氏名(名称及び代表者の氏名)及び住所 2. 要求しようとする損害賠償額 3. 損害賠償請求権発生の原因たる事実 4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地 5. その他参考となる事項</p> <p>(注)この申請書には、次のいずれかの書面の謄本等を添付してください。 (1) 民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第1項(債務名義)に規定する債務名義(確定判決等) (2) 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決若しくはそれと同一の効力を有するものであつて執行力が付与されていないもの (3) 供託の原因となった貨物の輸出者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸出者に当該立会人に対する損害賠償請求件があること及びその額を記載した書面 (4) (1)から(3)に掲げるものに類するもの</p>	<p>税關様式 C 第 5688 号</p> <p>損害賠償請求権存在確認書交付請求書</p> <p>平 成 年 月 日</p> <p>(税關官署の長) 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名(名称及び代表者の氏名) 印</p> <p>関税法施行令第62条の7第4項(同令第65条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり、損害賠償請求権存在確認書の交付を請求します。</p> <p>記</p> <p>1. 損害賠償義務者の氏名(名称及び代表者の氏名)及び住所 2. 要求しようとする損害賠償額 3. 損害賠償請求権発生の原因たる事実 4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地 5. その他参考となる事項</p> <p>(注)この申請書には、次のいずれかの書面の謄本等を添付してください。 (1) 民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第1項(債務名義)に規定する債務名義(確定判決等) (2) 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決若しくはそれと同一の効力を有するものであつて執行力が付与されていないもの (3) 供託の原因となった貨物の輸出者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸出者に当該立会人に対する損害賠償請求件があること及びその額を記載した書面 (4) (1)から(3)に掲げるものに類するもの</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5690 号 損害賠償請求権存在確認書	税関様式 C 第 5690 号 損害賠償請求権存在確認書
1. 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	1. 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	2. 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
3. 損害賠償請求権の額	3. 損害賠償請求権の額
4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額	4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額
関税法施行令第62条の7第4項（同令第65条において準用する場合を含む。）又は同令第62条の15（同令第65条において準用する場合を含む。）において準用する同令第62条の7第4項の規定により、上記のとおり確認する。	
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>税關様式 C 第 5714 号</u>	(新規)
<u>特許庁長官意見照会請求書</u>	
平成 年 月 日	
(税關官署の長) 殿	
<u>請求者</u> <u>住所</u> 氏名（名称及び代表者の氏名）印 （署名） <u>（連絡先）</u> <u>担当者</u> <u>電話（FAX）番号</u>	
<u>関税法第69条の7第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、</u> <u>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知書番号第 号）に係る貨物につ</u> <u>いて、下記のとおり特許庁長官の意見を聞くよう求めます。</u>	
記	
1. 通知日	平成 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日	平成 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由	
4. その他参考となるべき事項	
<u>(添付資料)</u>	
(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択）。	
(規格 A4)	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>税關様式 C 第 5716 号</u>	(新規)
<u>特許庁長官意見照会書</u>	
<u>平成 年 月 日</u> <u>照会番号 第 号</u>	
<u>特許庁長官 殿</u>	
<u>(税關官署の長) 印</u>	
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第69条の7（同法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）第1項の規定に基づき特許権者又は輸出者等から特許庁長官の意見を聞くことの求めがあったので、同条第2項又は 関税法第69条の7第9項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。</p> <p>なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願い します。</p>	
<p><u>(添付資料)</u></p>	
<p><u>[連絡先]</u> : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p>	
<u>(規格 A4)</u>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>税關様式 C 第 5718 号</u>	(新規)
<u>特許庁長官意見照会請求通知</u>	
平成 年 月 日	
殿	
(税關官署の長) 印	
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、関税法第69条の7第2項・第9項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により特許庁長官の意見を求めるので、通知します。なお、関税法施行令第62条の11第3項（同令65条において準用する場合を含む。）の規定により、当該申請に係る添付資料（別添）について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。</p>	
記	
<u>意見を述べることができる期限</u>	
平成 年 月 日	
	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5720 号</p> <p style="text-align: center;"><u>特許庁長官意見照会実施通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、<u>関税法第69条の7（同法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）第2項・第9項に規定する特許庁長官への意見照会を行ったので、同条第5項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧对照表

【税關様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号） 税關様式】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税関様式 C 第 5722 号</p> <p style="text-align: center;"><u>特許庁長官意見照会不実施通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税法第69条の7第3項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。</p> <p>記</p> <p>理由：</p>	(新規)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5724 号</p> <p style="text-align: center;"><u>特許庁長官意見照会回答通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">____殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付特許庁長官意見照会実施通知により通知した照会結果について、 <u>特許庁長官から下記の回答を得ましたので、関税法第69条の7（同法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</u> <u>なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>	(新規)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5726 号</p> <p style="text-align: center;"><u>特許庁長官意見照会回答不要通知書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成 年 月 日</u> <u>回答不要通知番号第 号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>特 許 庁 長 官 殿</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(税關官署の長)</u> 印</p> <p><u>平成 年 月 日付特許庁長官意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の7第8項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5728 号</p> <p>特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書 (申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、特許庁長官意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第69条の7第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。併せて、同法第69条の10（同法第75条において準用する場合を含む。以下同じ）第2項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。</p> <p>なお、同法第69条の10第1項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることがこととなります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 延長内容</p> <p>(1) 当初の期間末日 平成 年 月 日</p> <p>(2) 延長後の期間末日 平成 年 月 日</p> <p>2. 申立特許権者等への通知日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p>表面1.(2)に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。</p> <p>1. 申立特許権者等の場合 <u>関税法第69条の7第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求</u> <u>本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。</u></p> <p>2. 輸出者の場合 (1) <u>関税法第69条の7第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求</u> <u>本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。</u> (2) <u>関税法第69条の10第1項に規定する認定手続取りやめ請求</u> <u>次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）当該請求を行うことができます。</u> (イ) <u>本件通知による延期後の期間末日</u> (ロ) <u>関税法第69条の7第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日</u></p> <p>* 表面2.の「申立特許権者等への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。</p> <p>(参考) <u>通知日</u> 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日 <u>十日経過日</u> 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。） <u>二十日経過日</u> 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）</p> <p>* なお、上記2.(2)の(ロ)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5730 号	税関様式 C 第 5730 号
農林水産大臣意見照会書	農林水産大臣意見照会書
平成 年 月 日 照会番号 第 号	平成 年 月 日 照会番号 第 号
農林水産大臣 殿	農林水産大臣 殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第69条の8第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貴職 の意見を求めるます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願い します。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物につい て、関税法第69条の7第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づ き、貴職の意見を求めるます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願い します。
(意見照会をする理由)	(意見照会をする理由)
(添付資料)	(添付資料)
[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5732 号	税關様式 C 第 5732 号
農林水産大臣意見照会実施通知書	農林水産大臣意見照会実施通知書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 <u>関税法第69条の8第1項</u>（同法第75条において準用する場合を含む。）に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第3項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p>	<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 <u>関税法第69条の7第1項</u>（同法第75条において準用する場合を含む。）に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第3項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p>
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5734 号	税関様式 C 第 5734 号
農林水産大臣意見照会回答通知書	農林水産大臣意見照会回答通知書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
殿	殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、 <u>関税法第 69 条の 8 第 4 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）</u> の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。	平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、 <u>関税法第 69 条の 7 第 4 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）</u> の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。
記	記
[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5736 号	税關樣式 C 第 5736 号
農林水産大臣意見照会回答不要通知書	農林水産大臣意見照会回答不要通知書
平成 年 月 日 回答不要通知番号 第 号	平成 年 月 日 回答不要通知番号 第 号
農林水産大臣 殿	農林水産大臣 殿
(税関官署の長) 印	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、 <u>関税法第69条の8第5項</u> （同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。	平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、 <u>関税法第69条の7第5項</u> （同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>税關様式 C 第 5738 号</u>	(新規)
<u>経済産業大臣意見照会書</u>	
<p style="text-align: center;"><u>平成 年 月 日</u> <u>照会番号 第 号</u></p>	
<u>経済産業大臣 殿</u>	
<p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p>	
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、<u>関税法第69条の8第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、貴職の意見を求めます。</p> <p>なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。</p>	
<p>記</p> <p>(意見照会をする理由)</p>	
<p>(添付資料)</p>	
<p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p>(規格 A4)</p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>税關様式 C 第 5740 号</u></p> <p><u>經濟産業大臣意見照会実施通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平 成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、<u>関税法第69条の8第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）</u>に規定する<u>經濟産業大臣への意見照会を行ったので、同条第3項の規定により通知します。</u></p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>税關様式 C 第 5742 号</u>	(新規)
<u>經濟産業大臣意見照会回答通知書</u>	
平成 年 月 日	
殿	
(税關官署の長) _____ 印	
<p>平成 年 月 日付經濟産業大臣意見照会実施通知書により通知した照会について 經濟産業大臣から下記の回答を得ましたので、關稅法第69条の8第4項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。 <u>なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に對して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。</u></p>	
記	
<p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p>	
	(規格 A4)